

3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

(協議会)

第十七条の二 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 公園管理者

二 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者であつて公園管理者が必要と認めるもの

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(条例又は政令で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。

(自然公園の施設に関する特例)

第十九条 国立公園又は国定公園の施設については、[第五条第一項](#)及び第三項並びに第六条第一項の規定を、[自然公園法](#)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設の設置及び管理については、[第五条第一項](#)及び第三項の規定を適用しない。

第三章 立体都市公園

(立体都市公園)

第二十条 公園管理者は、都市公園の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、都市公園の区域を空間又は地下について下限を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とすることができる。

(設置基準)

第二十一条 その区域を立体的区域とする都市公園（以下「立体都市公園」という。）の設置に関する基準については、政令で定める。

(公園一体建物に関する協定)

第二十二条 公園管理者は、立体都市公園と当該立体都市公園の区域外の建物とが一体的な構造となるときは、当該建物の所有者又は所有者となろうとする者と次に掲げる事項を定めた協定（以下「協定」という。）を締結することができる。この場合において、公園管理者は、当該立体都市公園の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

一 協定の目的となる建物（以下「公園一体建物」という。）

二 公園一体建物の新築、改築、増築、修繕又は模様替及びこれらに要する費用の負担

三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

イ 公園一体建物に関する立体都市公園の管理上必要な行為の制限

ロ 立体都市公園の管理上必要な公園一体建物への立入り

ハ 立体都市公園に関する工事又は公園一体建物に関する工事が行われる場合の調整

ニ 立体都市公園又は公園一体建物に損害が生じた場合の措置

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の揭示方法